



昭和二十九年の新春を迎えて

茨城県総務部長 細 田 武
茨城県統計協会会長

昭和二十九年の初頭にあたりまして、御あいさつを申しあげること
の、できますことは私の最も、よろこびとするところであります。

皆様方の御協力によりまして、調査業務の健全な運営をはかり所期
の目的を達成いたしつゝありますことは、まことに御同慶に堪えない
ところであります。

二十九年度におきましては、調査統計事業の重要性にかんがみまし
て、統計調査の進展に寄与するの方途を強化いたしたいと考えており
ますので、各関係の皆様方の一層の御協力と御支援とをお願いいたす
次第であります。

こゝに各位の御健康と御多幸とを、お祈りして御あいさつといたし
ます。

イギリスの官庁統計の機構を見わたして気の付くことは、全体の組立てが、ひどく分散しているということである、ということは、統計調査（主として第一次統計）の実施が、集められた統計を主として実際に使うような又業務上の関係がその統計をつくるのに適しているような政府の役所が行つていて、それが、例えば中央統計局と云つたような統計をつくるための専門の役所の手に集中されていないということである。分散か集中かと云うことは、統計制度のあり方を考える上での原則論であるが、実際にはこの両主義が程度の差としてまじり合っていることが多く、それを決めるものは、国々の伝統的事情であるように思われるまた国の統計機構全体を見れば、分散しているが、個々の統計調査を行う各省について見れば、集中しているということがある。

イギリスの場合には、全体では分散しているが、各省については集中しているという右にのべた事情がまさにあてはまるものと云われる。

イギリスにおいて、国勢調査、人口動態統計その他の人口統計を行うのは「人口登録庁」で、このためには「国勢調査法(1920年)」「人口統計調査法(1938年)」が制定されている。

政府の役所が、経済政策に関した特定の必要に応じて統計調査を行うことが出来ることを文明化したという意味で、広くイギリスの統計の基本になる法律は「産業統計法(1947年)」であるが、この法律では、統計調査を行うことが出来るものとして以下の各省（大臣）の名前をあげている。即ち、大蔵省、無任所大臣の一人、海軍省、商務省、燃料動力省、農業水産省、住宅及び地方自治省、保険省、労働省、運輸省、軍需省、食糧省、国営保険省、建設省、民間航空省、年金省、原料省である。

又農業統計をつくるためには、「農業法(1947年)」の中にその規定があり、産業統計法を補っている。

今まであげられた以外の、例えば、内務省、教育省などが夫々業務統計をつくっていることは云うまでもない。

これらの各省の多くは、その内部に専門の統計部局をもっており、又専門の統計官をもつて、省内における統

計の仕事を集約化しているのである。

イギリスにおいて、統計機構の集中か分散かかということは、1877年から1881年まで存続した。大蔵省の官庁統計委員会以来、古く且長く争われた問題だと云われるが、結果として強い分散主義におちついた理由としては(1)多くの統計が業務統計としてつくられており、第一次統計をこれから峻別することが必ずしも適当ではないこと。(2)各省が本来の業務に関連した統計をつくること、調査票の取集や、又出来上つた統計を正当に解釈する上から長所をもっていること。(3)出来上つた統計をつかつて、政府の政策をつくりあげる責任は、各省大臣にあるから、責任体制の確立という意味で各省に統計をつくらせる方がいと考へられたこと。(4)イギリスのような大国に、たとえ集中した統計機関をつくつたとしても、その構成は極めて龐大なものとなり、仕事の集中と機械化による能率化の点で、分散している制度に比べて大した改良もたらされないと判断されたこと、などがあげられている。

統計調査の業務の分散から生ずる不都合としては、同種調査の重複、統計を行う上の基準の欠如などが考へられる。この種の不都合を除くために、換言すれば統計業務の総合調整を行うために、イギリスでは「中央統計局」がもうけられている。中央統計局の設立は1941年であるから、そう古いことではない。ただ、これ以前には、各省の代表者で構成されている諮問機関としての常設統計委員会が、1920年以来存続していたから中央統計局はその発展したものだと考へられよう。総合調整機関のこのような発展強化は、一般的に云えば、官庁統計事務の拡大ということが、その理由であるが、特に、国民所得統計の如く、本来の業務から見れば、各省の何れにも属さないで、而も基本的に重要な統計業務が新しく生れて来たからだと云われる。

中央統計局の機能は(1)統計の利用など統計上の諸問題について政府の中央諸機関を援助し、その要求を充すこと、(2)内閣や内閣の諸委員会が必要とする統計報告書を作成し、資料を取集めること、(3)統計上の諸問題につい

て各省と連絡を保ち、必要があれば各省間の合同会議を開き、統計の収集製表公表に関し、又政府が必要とする各種統計の必要性に関して各省に勧告すること、(4)各省からえられた統計を含む「毎月統計ダジェエスト」「年間摘要」などの統計書を作成配布すること、(5)その収集が多数の省にまたがり、その対照と分析を中央機関が行うのがもつとも好都合だと考えられる統計資料をつかつて新しい統計系列の編成や推計を、自ら行うこと、例えば、中央統計局は、国民所得や支出の推計、生産指数の編成を行つている。(6)統計に関する国際事務を統括すること、などであり、この外に、中央統計局は、専門の統計職員を持たない各省部局を援助して、国の統計活動全体として均衡のとれた発展をはかり、又何の省にも属さないような、比較的未発達な統計の改善についても責任をもつている。

次に、統計機構そのものゝ問題ではないが、統計調査に当つて郵送法の活用ということが、イギリスに於ける一つの特色となつてゐるのではないかと思われる。郵送法というのは調査票を郵便によつて送り記入された調査票を再び郵便によつて送り返してもらひやり方である。イギリスにおいては、国勢調査とか臨時に行われる家計調査及び随時行われる世論調査のようなものは、臨時に任命された調査員が調査対象を歴訪することによつて行われるが、その他の調査、例えば鉱工業センサス、商業センサスの如きものでも調査員をつかわないで行われているようである。

調査員法が郵送法かということ、標本抽出に伴う誤差を問題にしない意味での、調査結果の正確性という観点から、調査対象の把握、申告の正確性、調査経費の多少などの諸点について、問題にすることは出来る。こゝでは、それを暫らくおいて、イギリスでは郵送法をとることによつても、調査の目的を達成出来るという事情があるのではないかと思われることについて若干のべるに止める。

第一は、統計の体系が業務統計を主体として出来上つてゐると思われることである。これは勿論、統計体系の理想的な形がそうだというのとは異なる。業務統計として与えられる統計資料の包括性の程度と、実際に必要とされる統計数字とを、諸種の伝統に即しつつ考慮した結果として、イギリスの現状がそうなつてゐるのだと思われ

る。業務統計が主体であることは、対象の把握や申告の正確さなどの点から、調査員による訪問を必要とすることが多いと思われる一次統計の必要性を減少するわけである。

第二に、郵送法によることを可能とする程度に、調査対象の把握が、常時行われていることである。これは業務統計が充実している結果だと解してもよく、又郵送法の基礎を確立するための特別の努力が行われた結果だと解してもよい。とにかく、イギリスの官庁では、各種の事業所名簿が、よく整備されているといわれる。例えば鉱工業センサスに必要とされる、鉱業、製造業、公益事業の事業所名簿は商務省に、建設業の事業所名簿は建設省に、保管されているし、商業センサスに必要とされる商業事業所の名簿は商務省に保管されている。労働省も亦、労働統計の観点からの事業所名簿を、農水産省は農家の名簿をもつている。そして、これらの名簿は、必要とされる程度に十分に、更新されてゆくのである。これらの名簿がどの程度に正確であるかは知らないが、こゝでも現実に要求される統計の精度の問題と、このような名簿を具体的にどの程度に作成可能かという現実の条件を併せ考察することが、我が国などに見くらべる時に必要とされであろう。

第三に、調査事項を必要な程度に正確に理解し、正確な解答を確実に返送するという調査対象の例の能力なり協力性の問題であるが、イギリスでは、これも実際に支障を起さない程度にみたまはれているものと見られる。

実際、この条件がみたまはれるならば、調査員は郵便配達夫に外ならないと思われるからである。

以上イギリスの統計制度を見渡しての二つの特色について述べたが、最後に、イギリスにおいては、公務員職種の中に、統計専門職が、戦后(1946年)新たに設けられたことをつけ加えておこう。これは、補助統計職、統計職、一級統計職の三階級に分れるが、大学その他教育機関における統計教育の充実が即応して、一般行政職とは別に、専門職としての地位の向上をはかる趣旨に出たものだと思われる。

(参考資料)

「官庁統計業務」イギリス政府出版局、1953年
「統計情報、二巻四号、1953年4月」

行政管理庁統計基準部